

八王子市老人福祉施設等指導監査実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、市が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第18条第2項及び第29条第13項の規定等に基づき、第20条の4に規定する養護老人ホーム、第20条の5に規定する特別養護老人ホーム及び第29条第1項で規定する有料老人ホーム（以下併せて「老人福祉施設等」という。）の設置者等に対して行う指導及び監査について、基本的事項を定める。

第2 指導及び監査の目的

指導及び監査は、老人福祉制度における健全かつ適正な措置等の実施のため、法令等に基づく適正な事業運営及び施設運営を確保することを目的とする。

第3 指導及び監査の対象

この要綱に基づく指導及び監査の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 養護老人ホーム
- (2) 特別養護老人ホーム
- (3) 有料老人ホーム

第4 指導及び監査について

1 指導及び監査の方針

指導は、老人福祉施設等の適正な管理運営方法、サービス内容及び入居者保護に関する事項等を周知徹底させるとともに、条例等に照らし改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指示等を行うことを方針とする。

監査は、事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを方針とする。

2 指導及び監査の形態

指導及び監査の形態は次のとおりとする。

(1) 指導

ア 集団指導

指導の対象となる老人福祉施設等の設置者等に対し、集合形式又はオンライン等を活用した方法により実施する。

イ 実地検査

検査の対象となる老人福祉施設等において実地に行う。

(ア) 一般検査

市が単独で行うもの。

(イ) 合同検査

市が厚生労働省や他の自治体等と合同で行うもの。

(2) 監査

次のいずれかに該当する場合に行う。

- ア 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
- イ 著しい基準違反等があると疑うに足りる理由があるとき
- ウ 高齢者虐待の疑いがあるとき
- エ 度重なる実地検査によっても是正の改善がみられないとき
- オ 正当な理由がなく、実地検査を拒否したとき

3 実地検査等の実施方針等及び実施計画

- (1) 実地検査等を効率的かつ効果的に実施するため、実地検査の重点項目等を掲げる実地検査等実施方針（以下「実施方針」という。）及び「老人福祉施設に係る指導監査について」（令和3年11月15日付け老発第1115第4号厚生労働省老健局長通知）において示された「確認項目及び確認文書」を基にした指導事項票を別に定める。
- (2) 実施方針に基づき、当該年度の実地検査等の対象及び実施時期等を定めた実施計画（以下「実施計画」という。）を別に策定する。

4 指導対象

指導は全ての老人福祉施設等を対象とするが、効率的な指導の観点から、以下のとおり選定する。

- (1) 集団指導の対象
介護保険制度における施設サービス等を対象とする集団指導とともに選定する。
- (2) 実地検査の対象
 - ア 別に策定する実施計画の選定方針に基づき、対象老人福祉施設等を選定する。
 - イ その他、市が特に実地検査を要すると認める老人福祉施設等を選定する。

5 指導及び監査の実施方法等

- (1) 集団指導
 - ア 実施通知
集団指導の実施日、場所、内容等を文書により当該老人福祉施設等に事前に通知する。
 - イ 指導方法
指導にあたっては、集合形式又はオンライン等を活用した方法で行う。なお、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認を行う。
また、未受講の老人福祉施設等の設置者には、集団指導資料の公開場所の通知等により、資料の閲覧が行われるよう情報提供に努める。
- (2) 実地検査
 - ア 実施通知
検査対象となる老人福祉施設等を決定したときは、あらかじめ実地検査の根拠法令、対象事業所及びサービス種別、実施日時、検査担当者、留意事項、準備書類等

を文書により当該老人福祉施設等の設置者に通知する。ただし、あらかじめ通知したのでは、当該事業所における事実関係を確認することができないと認められる場合は、検査の開始時に文書を交付することにより通知するものとする。

イ 検査方法

実地検査は、本市が定める条例等に基づき、関係者から関係書類等を基に説明等を求める面談方式で行う。

ウ 実地検査の留意事項

(ア) 所要時間の短縮等

実地検査の所要時間については、指導事項票を踏まえることで、一の老人福祉施設等当たりの所要時間をできる限り短縮し、老人福祉施設等の設置者等と市双方の負担を軽減し、実地検査の頻度向上を図る。

(イ) 同一所在地の実地検査の同時実施

同一所在地や近隣に所在する介護サービス事業者等及び老人福祉施設等に対する実地検査については、できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより効率化を図る。

(ウ) 実地検査で準備する書類等

実地検査において準備する書類は、原則として、前年度からの直近の実績に係るものとし、老人福祉施設等の設置者等に対して実地検査の事前又は当日に提出を求める資料及び書類の写等については1部とする。

また、老人福祉施設等において作成、保存等が行われている各種書面について、当該書面に代えて電磁的記録により管理されている場合は、ディスプレイ上で内容を確認するよう努める。

(エ) 入所者等の記録等の確認

入所者等へのサービスの質を確認するためにその記録等を確認する場合は、特に必要と判断する場合を除き、対象は原則として3名以内とする。

エ 検査結果の通知等

検査の結果については、検査後講評を行うものとし、後日文書により通知する。

オ 改善状況報告書の提出

当該老人福祉施設等の設置者に対し、文書により改善を求めた場合は、検査結果通知後原則30日以内に、改善状況報告書の提出を求める。

カ 検査結果等の情報共有

検査結果及びその内容については、決裁後の供覧により関係所管課と情報共有を行う。

(3) 調査書等の提出

老人福祉施設等（有料老人ホームを除く。）の設置者に対して、当該施設等の運営状況及び事業内容の把握をするための書類の提出を求め、実地検査の基礎資料として活用する。

(4) 監査

ア 実施通知

対象となる老人福祉施設等を決定したときは、あらかじめ監査の根拠法令、対象事業所及びサービス種別、実施日、場所、監査担当者、出席者、留意事項、準備書類等を文書により当該老人福祉施設等の設置者に通知する。ただし、あらかじめ通

知したのでは、当該事業所における事実関係を確認することができないと認められる場合は、監査の開始時に文書を交付することにより通知するものとする。

イ 監査方法

老人福祉施設等の設置者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は関係者に対して質問し、若しくはその施設等に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査する。

ウ 監査調書の作成

監査担当者は、検査終了後、監査調書を作成する。

エ 監査結果の通知等

(ア) 監査結果の通知

監査の結果、改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行う。

(イ) 改善報告書の提出

文書で指摘した事項については、その改善状況について、文書により報告を求める。

オ 行政処分所管部署への通知

当該老人福祉施設等が上記の改善報告を行わない場合、又は基準違反等の事実が確認され、認可の取消し等の行政処分に該当すると認められる場合は、その旨を行政処分の所管部署へ通知する。

カ 関係機関等との連携

監査の効果を高めるために、東京都及び他の区市町村（保険者）との連携を図る。

キ 厚生労働省への報告

地方自治法第245条の4等の規定に基づき、厚生労働省から老人福祉施設等に対する指導及び監査の実施状況について報告を求められた場合は、適切に対応する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。